

4 各資金のご案内

4-2 福祉資金（福祉費）



日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付ける資金です。

貸付対象世帯

低所得世帯 障害者世帯

高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）



資金の内容

連帯保証人

原則として1名必要です。 ※連帯保証人を立てられない場合でも申込は可能です。

貸付利率

連帯保証人を立てる場合 …無利率

連帯保証人を立てられない場合 …据置期間経過後年1.5% ※据置期間中は無利率です。

| 資金の目的 | 貸付限度額 | 償還期間 |
|--|--|-------|
| 生業を営むために必要な経費 | 460万円以内 | 20年以内 |
| 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内 | 8年以内 |
| 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | 250万円以内 | 7年以内 |
| 福祉用具等の購入に必要な経費 | 170万円以内 | 8年以内 |
| 障害者用自動車の購入に必要な経費 | 250万円以内 | 8年以内 |
| 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 | 513.6万円以内 | 10年以内 |
| 負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | 療養期間が 1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内 | 5年以内 |
| 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内 | 5年以内 |
| 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 | 150万円以内 | 7年以内 |
| 冠婚葬祭に必要な経費 | 50万円以内 | 3年以内 |
| 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | 50万円以内 | 3年以内 |
| 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | 50万円以内 | 3年以内 |
| その他日常生活上一時的に必要な経費 例：年金の掛金、障害者の自動車の車検・修理等の維持費、地デジチューナーアンテナ等の費用等 | 50万円以内 | 3年以内 |

据置期間：貸付けの日（分割交付の場合には、最終貸付日）から6月以内

※一回の償還元金は、5,000円以上としています。

目録 申込に際し必要な書類について

お住まいの市町村社会福祉協議会に、ご確認ください。

👉 その他 (P 1~2 もご確認ください)

- 必要な資金の目的ごとに、留意していただきたい事項がありますので、お住まいの市町村社会福祉協議会までご確認ください。(以下に例を記載します。記載事項以外にも、留意事項はあります。)

(例) 生業を営むために必要な経費

総事業費の30%以上の自己資金の用意や、現居住地(住所地)に6月以上在住していること 等

技能習得に必要な経費

習得期間が1年を超える場合は、1年ごとの申込としていること 等

連帯借受人を立てる

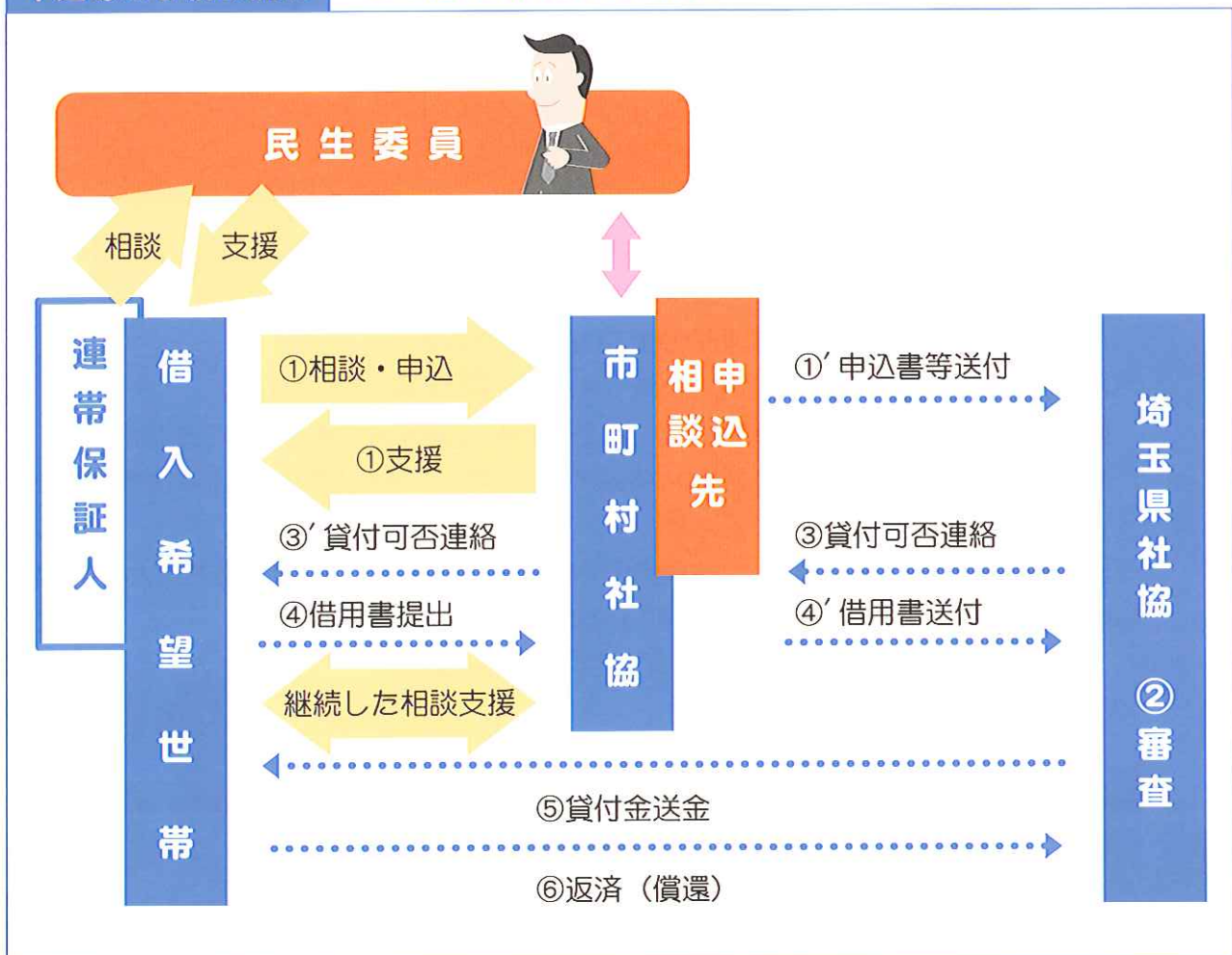
資金の用途やご世帯の状況により借受人と連帯債務を負担する連帯借受人を必要とします。



- 資金の内容によって用途報告が必要となります。
- 申込から資金交付まで約1~2月程度要します。(生業を営むために必要な経費は、3月程度要す場合があります。)

申込等の手続の流れ

※基本的な流れを記載しています。



※貸付後もお困りごとがございましたら、社会福祉協議会までご相談ください。

4 各資金のご案内

4-3 福祉資金（緊急小口資金）



緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金

貸付対象世帯

低所得世帯 障害者世帯

高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

資金の内容

| | |
|-------|--------|
| 貸付限度額 | 10万円以内 |
| 貸付利子 | 無利子 |
| 連帯保証人 | 不要 |
| 据置期間 | 2月以内 |
| 償還期間 | 8月以内 |



次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

- (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- (2) 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
- (3) 火災等被災によって生活費が必要なとき
- (4) その他、以下①～⑦のやむを得ない事由によるとき
 - ① 年金、保険、公的給付等の支払開始までに必要な生活費
 - ② 会社からの解雇、休業等による収入減（今後の生活の見通しが立つもの）
 - ③ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払による支出増
 - ④ 事故等により損害を受けた場合による支出増（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る。）
 - ⑤ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払による支出増
 - ⑥ 就職が決まった方で初回給与が支給されるまでの生活費が必要な場合
（※初回の給与が満額出ず、生活費が不足する場合も含む）
 - ⑦ 賃貸住宅の更新料の支払い



📄 申込に際し必要な書類について

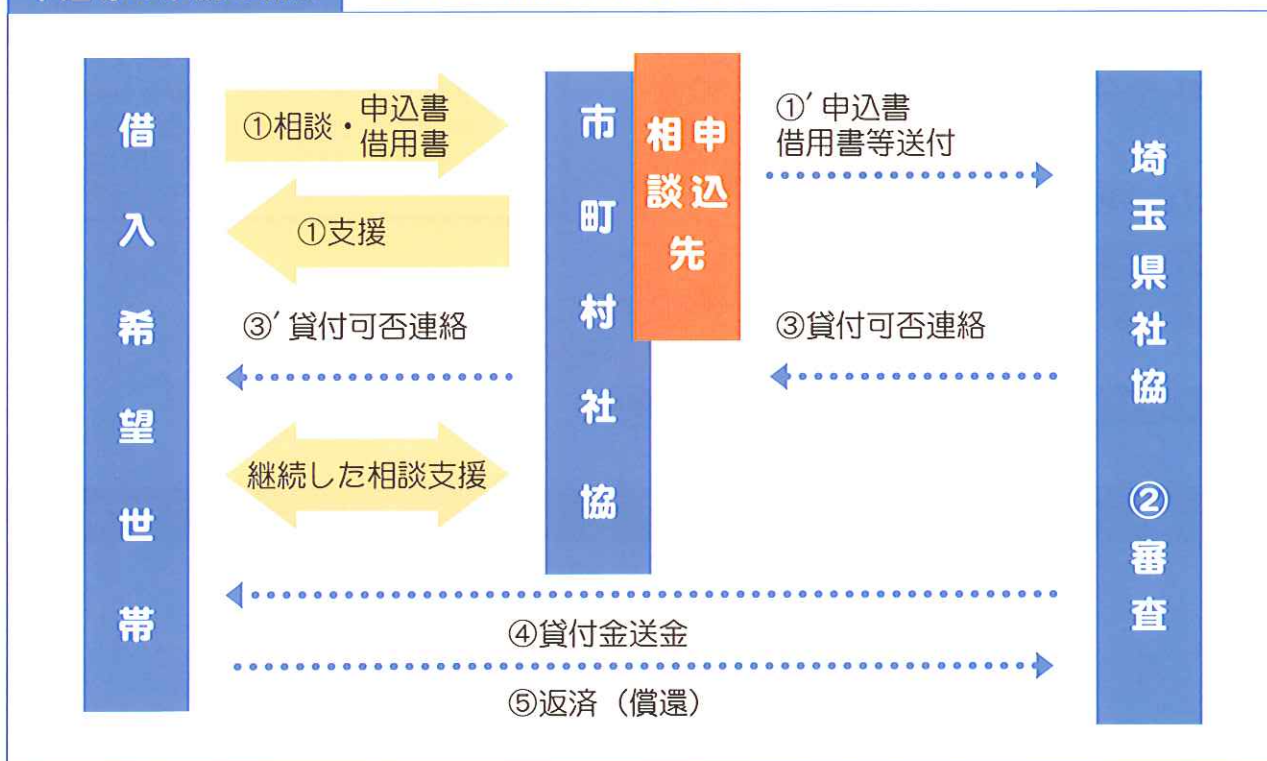
お住まいの市町村社会福祉協議会に、ご確認ください。

👉 その他 (P 1~2 もご確認ください)

- 県内に住民登録し、現住所の在住期間が1月以上必要となります。(生活保護支給開始までの生活費及び就職後勤務地の関係上引越せざるを得なかった場合を除く。)
- 総合支援資金(生活支援費)との重複貸付はできません。
- 生活保護を受給開始までの生活費として借入をした場合は、生活保護受給時に一括して償還していただきます。
- すでに生活保護を受給している場合は対象となりません。
- 慢性的な出費による生活費の困窮の場合は対象としない場合があります。

申込等の手続の流れ

※基本的な流れを記載しています。



※必要に応じて、民生委員の支援を要する場合があります。

※貸付後もお困りごとがございましたら、社会福祉協議会までご相談ください。

📝 memo

